

東京慈恵会医科大学医学部看護学科保護者会会則

- 第1条 本会を東京慈恵会医科大学医学部看護学科保護者会と称する。
- 第2条 本会の事務局を東京慈恵会医科大学医学部看護学科構内に置く。
- 第3条 本会は大学と保護者との関係を密にし、在学生の健全な精神・強さと優しさを兼ね備えた人間としての成長の為の支援、学術の進歩を図り、併せて大学教育に協力することを目的とする。
- 第4条 東京慈恵会医科大学医学部看護学科に入学した学生の保護者は、東京慈恵会医科大学医学部看護学科保護者会に入会する。
- 第5条 本会々員は本学医学部看護学科在学生のいわゆる保護者とする。
- 第6条 会員は入学者1名につき、会費は年6,000円とし、会費4年分24,000円を入学時に納入しなければならない。また、既納金は、理由の如何を問わず返還しない。
- 第7条 本会に役員として会長1名、副会長1名程度、理事は各学年より3名程度選出する。
2. 会長、副会長、理事は総会において会員の中から選任される。
3. 理事の中から会計担当(1名)を会長が任命する。
4. 監事は3名とし、1名は会長が保護者から任命する。他の2名は、運営に関する監事として看護学科教員と同窓会看護学科支部から推薦された者とする。
5. 役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。
- 第8条 会議は総会、理事会とし、総会は年1回開催する。
2. 会議はすべて会長が招集する。
3. 必要あるときは理事会の議を経て臨時総会を開くことができる。
4. 総会は、会員現在数の4分の1以上が出席しなければその議事を開き、議決することができない。但し出席できない会員は、委任状をもって出席者に委任することができる。
5. 理事会は、会長、副会長、理事で構成される。
6. 理事会は年1回開催する。必要ある時は、会長が臨時の理事会を招集する。
7. 理事会は、3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。
8. 理事会は毎年の保護者会活動計画及びその予算計画を立案策定し、総会にはかるとともに、前年度活動結果及び収支について総会へ報告する。
- 第9条 本学医学部看護学科に在学中の学生が、天災その他保護者が不測の不幸に遭遇したため学業の継続に支障をきたす場合、当該学生に見舞金を贈ることで、学生の福利・厚生に努める。但し、年度予算を超えない範囲とする。
- 第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 本会の庶務会計は、大学事務部学事課に委託する。
- 第12条 本会則の変更は理事会の議を経て、総会の議決を経なければならない。

(付則)

- ・第6条は、移行期間を4年間とし、2022年までの内容について別途定める。
- ・本会則は2019年4月1日に制定した。
- ・本会則は2019年7月6日に改定された。
- ・本会則は2020年7月18日に改定された。
- ・本会則は2023年6月24日に改定された。